

発行 / 鹿野地区公民館 鳥取市鹿野町鹿野342 TEL38-0022 FAX84-2191
/ 勝谷地区公民館 鳥取市鹿野町宮方147-1 TEL84-2459 FAX84-2460
/ 小鷲河地区公民館 鳥取市鹿野町小別所351-3 TEL84-2054 FAX84-2060

令和6年4月から地区公民館の使用方法が一部変更となります！

〈主な変更点〉

①利用できる対象範囲を拡大します！

民間企業なども利用できるようになります。



②使用料がかかる場合があります！

地域活動や社会教育活動を行う場合は無料です。左記以外の目的での使用や民間企業の使用、営利目的で使用する場合は、有料になります。

③地区住民は優先予約ができます！

地区住民は、使用日1年前から予約できます。民間企業や地区外住民が使用する場合は、使用日の1か月前から予約できます。

〈使用区分〉

No.	区分	使用料	受付可能期間
1	地区の住民が、地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用日の1年前
2	地区外の住民・営利を目的としない団体が、地域活動・社会教育活動で使用		使用日の1か月前
3	個人・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動以外で使用	有料	
4	民会企業の利用、個人・営利を目的としない団体が営利目的で使用	有料(2倍)	

※使用料が有料となる場合(上記3と4)、予約前に本庁(市民生活部：協働推進課)が使用内容等を事前確認します。

有料となる場合の手続きなど詳細につきましては、4月1日以降の鳥取市公式ウェブサイトをご確認ください。